

お取引先様各位

平成 29 年 4 月 1 日

松田紙業有限会社

## 迷惑駐車の問題

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、工場入口の県道に路上駐車される方がいらっしゃいます。ご存じのとおり、路上駐車は、他の車に迷惑をかけるだけでなく、交通渋滞や交通事故の原因となるほか、緊急時における救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げとなります。

また、『「短時間だから」とか「道が広いから」と考えて路上駐車した結果、その駐車車両が人命に係る重大な交通事故の要因となることもあります』といった警察からの指導も入っております。

つきましては、下記事項についてご確認いただき、ルール厳守の上 迷惑駐車や交通事故等の防止に向けて、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

### 記

1. 工場入口の県道に路上駐車(待機)は禁止
2. 工場内での車両停止時は、アイドリングストップ
3. 迷惑駐車にならないよう、納入日の事前協議や事前連絡の周知のお願い

※ 隣の更地の駐車場は、弊社の駐車場ではありませんので、絶対に停めないようお願いいたします。

以上